

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAを提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業の内容

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	やすらぎ園パワーアップセンター
所在地	千葉県旭市イの3925番2
指定番号	通所型サービスA 千葉県 12A2000028 号
管理者氏名	鎌形 友加里
電話番号	0479-63-9011
FAX番号	0479-64-0288
サービスを提供する地域	旭市

(2) 事業者の従業者

	業務の内容	
管理者	業務の一元的な管理	1名
介護職員	介護予防業務	1名以上
看護師・看護職員	心身の健康管理・保健衛生管理	1名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上
歯科衛生士	口腔衛生と機能のチェック及び指導	1名

(3) 設備の概要

○機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

消火設備やサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

(4) 定員及び営業日・営業時間

○定員 1日2単位（各単位）15名

○営業日 月曜日、水曜日、金曜日

（ただし、12月30日～1月3日を除く）

○営業時間 午前8時30分～午後5時30分

サービス提供時間は午前の部9時00分～11時30分

午後の部1時00分～3時30分まで

3. サービスの内容

(1) 運動器の機能向上訓練

機能訓練指導員、介護職員等が多職種協働で個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い努めます。

(2) 健康状態の確認

看護職員が血圧等の健康チェックを行ないます。

*送迎のサービス利用については、ご相談ください。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所型サービスAが法定代理受領サービスであるときは、旭市が定める基準額の1～2割として設定します。

☐ 介護報酬告示額

(1) 基本料金（1か月につき）

	介護報酬額	利用者負担金額
事業対象者・要支援1・2	9, 2 6 0 円	9 2 6 円

＊償還払いの場合は、一旦あなたが介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して後日市町村の窓口で請求すると還付が受けられます。

＊利用料及び加算料金については法律の改定により変更されますのでご了承ください。

☐ その他の費用

(1) レクリエーション等に係る費用は自己負担となります。

☐ 支払い方法

毎月15日までに前月分の請求をしますので、月末までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払いの方法は口座引き落としの方法でお願いいたします。

また、場合によっては現金による支払いや、当事業所指定の口座への振込みでも結構です。

5. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者に
一報ください。

(2) 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声を
かけてください。

(3) 事業所内での金銭及び食物のやりとりは、ご遠慮ください。

(4) 事業所内への貴重品や多額のお金の持ち込みはご遠慮ください。

(紛失した際は、一切の責任を負うことができません)

(6) 看護師が血圧測定などの健康チェックを行ないます。

健康チェックの結果でご利用を中止する場合があります。また、緊急時には主治医に連絡の上、適切な対応をします。

6. 通所型サービスAの特徴等

(1) 運営方針

- ① 当法人では、「一人ひとりを大切にした質の高い介護サービスの提供」を基本理念とし、個別援助計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助に努めます。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③ 明るく、清潔で家庭的な環境の下で地域や家庭との結びつきを重視し市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な備品を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年3回利用者及び従業員の訓練を行ないます。

- ① 防災設備 消火器・火災報知器・非常通報装置
- ② 防災責任者 防火管理者 秋山 友和

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所への連絡等必要な措置を講じます。

*緊急連絡先

主治医： 担当医師 _____

電話番号 _____

ご家族： 氏名 _____ (続柄) _____

電話番号 _____

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、主治医等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行ないます。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行なわないことを約束します。

ただし、緊急やむをえない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当： 鎌形 友加里（管理者）

ご利用時間： 月～金曜日 午前 8時30分 ～ 午後 5時30分

電話番号： 0479-63-9011

※公的機関においても、次の機関に苦情申し立てができます

旭市高齢者福祉課

千葉県旭市二の1920

電話番号： 0479-62-5308

受付時間： 午前 8時30分 ～ 午後 5時30分

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地： 千葉市稲毛区天台6-4-3

電話番号： 043-254-7428

14. 損害賠償について

当センターにおいて、センターの責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を・斟酌して減額するのが相当と認められた場合は、センターの損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 当法人の概要

名称・法人種別： 社会福祉法人 旭福社会
代表者役職・氏名： 理事長 田 邊 信 行
所在地・電話番号： 千葉県旭市イの3925番2
0479-63-9011

定款の目的に定めた事業

1. 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営

2. 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営
- (ホ) 老人介護支援センター事業の経営

3. 公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 地域支援の事業
- (3) 歯科診療所の事業
- (4) 介護員養成研修の事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業